

第5回保育士養成課程等検討会	参考資料1
平成22年2月26日	

第4回保育士養成課程等検討会における主な意見

- 養成課程案の中に「児童」と「子ども」という言葉が混在している。児童福祉法を根拠としているので、「児童」に統一したらどうか。
- 制度的なことや法律との関連では「児童」でよいが、「子ども」とした方がよい場合もあり、使い分けがあってもよい。
- 「養護原理」を「社会的養護」に教科名を変更する理由が判然としない。この科目は、保育所以外の入所型の児童福祉施設等において、保育士が児童の成長発達及び生活の支援を行う上での原理、原則等を考えるものである。
- 保育士資格と幼稚園教諭免許との両免取得に考慮していただく必要がある。
- 社会福祉士や幼稚園教諭免許取得のための読み替えが重視されてすぎているだろうか。
- 保育士は0歳から18歳までの児童をみるという意味では幼稚園教諭とは異なる。「保育者論」ではなく「保育士論」とし、保育と保護者支援の専門性を教授すべきではないか。
- 学校教育体系の中だけで考えていくと、保育士の専門性や専門職化の深みが曖昧になるのではと案ずる。
- 保育士と限定しないで、「保育専門職論」という形で展開していく方が広がりがあるのではないか。
- 2年制養成課程では、保育学的視点からの保育士論を基本的に伝えるべき。さらにその後の4年制段階において、“乳幼児期の保育”という特化した課程において、幼稚園教諭免許(1種)取得をも視野においた「保育者論」「保育原理」的内容を設けるべき。
- 最終的にすべての人が納得できるシラバスにすることはたいへんなことである。教科名だけははっきりと共通理解を得ておくべき。
- 保育実習に入所型施設だけでなく、通所型施設を加えることは実習先の確保に苦慮している養成校にとってはたいへんありがたい。
- 保育所では主任保育士が実習生の指導にあたる場所がほとんどであるが、負担も大きい。実習指導を担当する主任保育士の制度的位置づけと指導体制の整備を望む。
- 保育実習の評価基準が曖昧である。
- 「保育の心理学」の内容は、保育所保育指針に即して、心理学が本当に保育現場で役立つものとなっているという印象を持った。
- 保育所保育指針解説書に明記されている保育士の6つの専門性や、児童福祉法の「保護者に対する保育に関する指導(保育指導)」の体系化が検討されるべきであり、養成課程でも配慮

していただきたい。

- 科目間を横断していくような学び、科目間のつながりが明確になっていくような内容として養成課程を提示していけたらよい。
- 講義と演習では時間数が異なるので、次回、実際の時間数の増減などについて示す必要がある。2年制課程では時間的にかなり厳しい状況がある。

- 保育士試験で資格を取得する場合と養成校での養成とで、これまで以上に差が出てしまうのではないかと危惧する。
- 養成課程では実習が重視されているのに、保育士試験では実習がないなど、課題は大きい。養成課程の改定内容が試験に十分反映されるのは難しいと感じる。
- 相談援助や保護者支援に関わる内容や保育指針の改訂内容を含ませるなど、保育士試験の出題範囲は今一度見直す必要がある。
- 保育士試験における「保育実技」の「身体表現・言語表現に関する技術」で、「身体」と「言語」を括るのは無理ではないか。
- 保育実習実技は養成課程案の「保育表現技術」の教授内容と重ねられている。子どもの遊びや保育の具体的展開のための技術を問う実技試験の内容はどうあるべきかを考えることが必要。
- 保育技術として、保育課程をつくったり、保護者支援を行ったりといったことも重要であり、実技試験で保育技術を問うのは難しいと思う。何が保育士の基本的な技術であるのか改めて見直すことも必要。
- 多様な人材を保育界に送り込むという意味では試験制度の持つ意味があると思う。
- 養成校で学ぶ方がよいと一概には言えず、養成校の教育力や室の担保も重要な課題である。
- 養成課程と試験と両方の資格取得方法が両立、併存してきた歴史や時代的背景があった。今後、将来の動向を踏まえて保育士試験や養成制度をどうするべきか検討することが必要だろう。

- 養成校を卒業する時点でどこまでの専門性を担保するか。2年制のみならず、4年制、大学院教育まで含めて保育士の専門教育について考えていくことが将来的には必要である。
- 養成校の教育の質を担保する仕組みをどこかできちんとしなければいけない。保育士と幼稚園教諭の区別がつかない者が教えていたり、専任教員が1, 2名で回しているなどという状況がある。

第5回保育士養成課程等検討会	参考資料2
平成22年2月26日	(網野委員提出資料)

意見書

検討委員 網野 武博

これまでの検討会の議論を経て、相当に方向性や内容が固まってきました。この重要な時期にあつて、残念ながら2月26日の第5回検討会に出席することができません。そこでとくに強調したい意見がございますので、以下の通り表明致します。よろしくご検討いただきたくお願い致します。

本検討会では、68単位で構成される教科目を2年制で習得できることを基本としてまとめられました。しかも、現行の社会福祉士資格を取得しやすい方向で、また今後さらにすすむ幼保一体化の方向性を睨み、幼稚園免許を取得しやすいようにという観点がかかり重視されるようになり、科目名や目標・内容に影響を及ぼしはじめています。

このため、とくにカリキュラム案「保育者論」、「相談援助Ⅰ、Ⅱ」の科目名及びその内容について、本質的な保育の専門性、ひいては保育士の専門的基盤が保育学であるという今後重要なアイデンティティ形成を明瞭にしその専門性を維持向上させる上では、無視できないきわめて曖昧な視点を含んでしまったことを危惧致します。

今回の案が、2年制ということの基本とする場合、ある意味でやむを得ない面があることは理解できますが、しかし望ましい視点からいいますと、まず「保育者論」は「保育士論」であるべきです。前回の検討会で述べましたように、保育士の本来の役割機能と専門性を踏まえるならば、幼稚園教員の役割機能と専門性とは一部が重なっているに過ぎません。2年制養成課程では、保育学的視点からの保育士論を基本的に伝えるべきです。さらにその後の4年制段階において、“乳幼児期の保育”という特化した課程において、十分に幼稚園教諭免許(1種)取得をも視野においた「保育者論」「保育原理」的内容を設けるべきです。なおこれに関連して申し上げれば、現行保育士試験制度において、幼稚園免許取得者の科目履修の範囲を広げたことも、本検討会においては、「保育士論」とすることを促すものです。

次に、「相談援助Ⅰ、Ⅱ」も全く同様の趣旨で、「保育における相談援助Ⅰ、Ⅱ」であるべきです。第1回の検討会の場で述べましたように、2年制養成課程では、社会福祉における援助技術(相談援助技術)というよりも保育における相談支援、保護者支援、地域子育て支援に関する保育の専門性として伝えるべきです。さらにその後の4年制段階において、“保育ソーシャルワーク”という特化した課程において、社会福祉援助技術と非常に重なり、かつ社会福祉士資格取得をも視野においた「相談援助」のような科目名や内容の科目を設けるべきです。

以上申し上げたことは、現状におけるまた近未来における保育士養成課程、とくに2年制及び4年制のあり方と深く関連し、また養成型と試験型の併存に関する検討ひいては国家試験制度のあり方とも深く結びついています。遠くない時期に、これらに関する検討を積極的にすすめることを強く望む次第です。

保育士養成課程の改正内容について

[改正内容]

○科目の新設

保育者論
保育課程論
保育実習指導Ⅱ、Ⅲ

○科目の統合

保育の心理学(「発達心理学」と「教育心理学」)
児童の保健(「小児保健」と「精神保健」)

○単位数の減

選択必修科目(保育実習以外の科目) 8単位→6単位

○科目名の変更

児童福祉→児童家庭福祉
養護原理→社会的養護
小児栄養→児童の食と栄養
家族援助論→家庭支援論
保育内容→保育内容総論、保育内容演習
養護内容→社会的養護内容
社会福祉援助技術→相談援助、保育相談支援
基礎技能→保育表現技術
総合演習→保育実践演習

○科目の新設

■「保育者論」(講義2単位)

◇「保育原理」から保育士の役割と責務に関する内容を「保育者論」として独立させる。

■保育課程論(講義2単位)

◇保育の全体計画である「保育課程」を中心として、計画・実践・省察・評価・改善というサイクルを通じて保育を進めていくこと(カリキュラム・マネジメント)を動的に理解する科目とする。教科名を「保育の計画と評価」とした場合、指導計画等に係る手続き論に矮小化されて理解される恐れがあるため「保育課程論」とする。

■「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」(演習1単位)

◇保育実習指導Ⅱ又はⅢにおいても、保育実習Ⅰと同様「保育実習指導」を設け、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

○科目の統合

■「保育の心理学」（←「教育心理学」「発達心理学」）（講義2単位：演習1単位）

◇「教育心理学」と「発達心理学」を統合し、発達に応じた子ども理解や学びの過程について、保育実践と関連付けながら理解する。「保育心理学」は、学問領域として確立されているとはいえないため、発達や学習に関する心理学を保育との関連で学ぶ科目とし「保育の心理学」とする。

■「児童の保健」（←「小児保健」「精神保健」）（講義4単位：演習1単位）

◇児童福祉施設の子どもの心身の保健について、総合的に理解するために、「小児保健」と「精神保健」の内容を統合する。また、児童福祉法における「児童」（0-18歳未満）の定義を踏まえ、「小児」ではなく「児童」とする。

○科目名の変更

■「児童家庭福祉」（←「児童家庭福祉」）（講義2単位）

◇児童の福祉の増進とともに、児童の家庭を含めて支援する体制や施策が必要となる中で、「児童家庭福祉」が浸透し一般的になっている状況を踏まえ、変更。

■「社会的養護」（←「養護原理」）（講義2単位）

「社会的養護内容」（←「養護内容」）（演習1単位）

◇児童家庭福祉の観点から児童の健全育成に係る支援体制や「社会的養護」の重要性が強調されている状況を踏まえ、変更。

■「児童の食と栄養」（←「小児栄養」）（演習2単位）

◇児童（0-18歳未満）の栄養に関する基本的理解に基づき、栄養指導や食育の重要性を踏まえ、「食と栄養」とする。

■「家庭支援論」（←家族援助論）（講義2単位）

◇「家族」から「家庭」を含めた支援体制や支援のネットワークが重要視されていることや、「児童家庭福祉」「社会的養護」等の科目との関連を踏まえ、「家庭支援論」とする。

■「保育内容総論」（演習1）「保育内容演習」（演習5）（←「保育内容」6単位）

◇「保育内容」を分割し、総論と演習の違いを明確にするとともに、総論を理解した上

での演習履修となるようにする。

■「保育表現技術」（←「基礎技能」）（演習4単位）

◇従来の「基礎技能」から、保育における表現に係る保育技術を学ぶ科目であることをより明確に示す。特に、「表現」を広く捉え、子どもの経験や保育の環境を様々な表現活動に結びつけたり、遊びを豊かに展開するために必要な技術を習得できるようにする。

■「相談援助」「保育相談支援」（←「社会福祉援助技術」）（演習各1単位）

◇保育所における相談支援や保育士の保護者支援に係る実践力を育成するため、「相談援助」では従来の「社会福祉援助技術」を踏襲し、「保育相談支援」においては保育における保護者支援を中心に、相談支援の基礎的技術を習得する。

◇他資格の取得（科目の読み替え等）に配慮した教科名とする。

■「保育実践演習」（←「総合演習」）（演習2単位）

◇既に、平成21年2月、幼稚園教諭免許取得科目における科目名の変更（「総合演習」から「教職実践演習」への変更）に伴い、「保育実践演習」に変更済み。

■「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」（←「保育実習Ⅱ又はⅢ」）（各実習2単位）

◇「保育実習Ⅱ又はⅢ」を分割し、保育所実習（Ⅱ）と保育所以外の施設実習（Ⅲ）の内容をそれぞれに示す。

■「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」（演習1単位）

◇保育実習指導Ⅱ又はⅢにおいても「保育実習指導」を設け、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

第5回保育士養成課程等検討会	参考資料4 (山本委員提出資料)
平成22年2月26日	

横浜市子ども青少年局 保育運営課実施研修(H22年度計画)

研修名	研修の概要(予定)		対象	募集人数
	回数	研修内容		
市立保育所定例園長研修	6	市立保育所園長のスキルアップのための研究活動(グループワーク)を主とした研修	施設長(市立のみ)	600
保育リーダー研修	2	主任保育士を対象としたスキルアップ研修(グループワーク他)	保育士	160
保育理念講座	1	保育理念について学び、保育の質を高めていく研修	保育所等職員	1,000
保育所職員定例研修	8	保育所保育士等のスキルアップのための研究活動を主とした研修(別途発表会を実施)	保育士、看護師等	880
子育て支援研修	3	保育所の子育て支援、地域支援の充実を目指す研修	保育士、施設長	300
家族援助論研修	1	家族支援に必要な知識とスキルを習得するための研修	保育士、看護師、施設長	180
相談援助研修	3	家族支援に必要な知識とスキルを習得するための研修	保育士、施設長	180
ソーシャルワーク研修	1	家族支援、保育実践に必要なソーシャルワークスキルを習得するための研修	保育士、施設長	110
障害児保育講座	8	障害児に対する理解を深めていくとともに、障害児保育を行うにあたって必要な知識と技術を学ぶ研修	保育士、看護師、施設長	1,440
障害児保育実地研修	1	療育センターにおける実施研修	保育士	100
保育実践講座	5	遊び方等、保育の場で活用できるスキル等の習得を目指す研修	保育士	420
乳児保育研修	1	乳児保育に携わる保育士等を対象とした研修	保育士、看護師	180
乳幼児保健研修	1	乳幼児の健康や発達等に関する知識の習得を目指す研修	保育士、看護師、施設長	180
歯の保健指導法研修	3	歯の磨き方の指導等、歯科保健に関する実技を含む研修	保育士、看護師	90
救急法研修	5	応急処置、蘇生法等に関する実技を含む研修	保育士、看護師等	200
保育所福祉員研修	1	公立保育所の時間外託児福祉員を対象とした研修	時間外託児福祉員	700
保育施策講座	1	保育施策について学ぶ研修	保育所等職員	250
保育所看護職研修	1	保育所の看護職員として必要な知識等の習得を目指す研修	保育士、看護師、施設長	150
市立保育所アルバイト保育士研修	2	主として障害児保育に携わるアルバイト保育士を対象とした研修	保育士(市立のみ)	120
幼児食調理実習研修	12	保育所給食メニューの調理実習	栄養士、調理員	300
乳児食講習会	1	離乳食を中心に、こどもの発達に合わせた食事とその供し方等に関する研修	保育所等職員	550
食育研修会	1	保育所における食育推進のための講演や事例発表など	保育所等職員	550
乳児食調理実習研修	4	保育所給食メニュー(離乳食)の調理実習	栄養士、調理員	100
衛生管理講習会	1	衛生管理に必要な知識を習得するための研修	保育所等職員	550
市立保育所新任調理担当職員研修	1	新任の調理員を対象とした初任者研修	保育士(市立のみ)	50
認可外保育施設職員研修	3	認可外施設職員を対象とした研修	保育所等職員	320
家庭保育福祉員研修会	2	家庭保育福祉員を対象とした研修	保育所等職員	80
保育所職員人権研修	1	保育所等職員を対象とした人権研修	保育所等職員	180
	80			9,920